

三條市は新婚夫婦等の みなさんの住宅取得を 支援します。

三條市に移住した新婚世帯等
(パートナーシップ世帯・事実婚世帯含む)が、
住宅(中古を含む)を購入又は新築する際の
費用の一部を補助します。



補助金額

29歳以下の
新婚世帯等

最大 **100**万円

39歳以下の
新婚世帯等

最大 **70**万円

補助要件 要件に該当しているか、ご確認ください。

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦等のうち次の全てに☑がついている者
- 婚姻届が受理された日等の1年前から令和7年2月28日までの間に三條市内で住宅(中古を含む)を購入又は新築
- 婚姻届が受理された日等から令和7年2月28日までにいずれか一方又は双方が市外から三條市に転入
- 双方が39歳以下である
- 双方の所得金額の合計が750万円未満である
- 双方が市区町村民税等を滞納していない
- 住宅取得に対する他の補助金の交付を受けていない

令和7年3月1日～3月31日までの間に住宅を取得する見込みの方等は、次年度に申請ができる「継続補助」の対象となる可能性があります。

まずはお気軽にご相談ください!

お問い合わせ先

三條市地域経営課

〒955-0071 新潟県三條市本町3丁目1番4号

TEL 0256-34-5646 (直通)

メール chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

